

令和2年度町民の声対応簿

番号	受付日	標題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
1	令和2年4月2日	議会本議会における議員の発言について	陳情に対する琴浦町議会の認識を尋ねる。また、陳情者に対して、「趣味で」や「もう少し社会に貢献していただきたい」との発言について、議会本会議での冒頭など公の場において、謝罪及び発言の撤回を求める。	1. 本町議会において請願及び陳情については、町民による政策提言と位置づけ、その審議において、これらの提案者の意見を聴く機会を積極的に設けるよう努めるものと規定しております。請願・陳情について、再度、全議員で共通認識していきたいと考えます。 2. 議事録に残っている発言については、閉会後は削除いたしません。ただし、要求されている件につきましては、今後、全議員等で協議したいと考えます。	議会事務局	0858-52-1710	令和2年7月1日	令和2年4月8日
2	令和2年4月9日	電子メール発出に係る手続について	電子メールにおける文書決裁、施行プロセス等ほどのようになっているのか伺う。 また、問題があれば、各所属に対し、その是正を指導いただきたい。	公文書の取扱いについては、琴浦町文書取扱規程(平成29年琴浦町訓令第27号)に規定されており、職員は当該規程を元に事務手続を行っています。 文書事務の基本的な流れとしては、文書を起案し、関係者の回議等を経て、最後に決裁権者の決裁を受けた上で文書を施行(発送、公布、公示等)します。 電子メール(以下「メール」という。)についても上記の事務手続は同様ですが、メール発信する場合は、メールにより発送することが指定されている場合又は軽易な文書で公印の押印が省略できる場合に限定されています。 なお、メール送信時における複数職員による確認(宛先、メール本文、添付ファイル等)については、現状実施しておりませんが、内容等について誤りが無いよう、今後はより一層の確認体制をとる等各部署へ周知徹底を図ります。	総務課	0858-52-2111	令和2年7月1日	令和2年4月13日
3	令和2年4月22日	公園整備について	子ども達が安心して安全に体を動かしたり遊んだりできる広場(公園)を町内に増やしてほしい。	現在、新たに公園を設置する予定はありませんので、既存の公園をご利用ください。 徳万公園につきましては、本年度、公園内の樹木の剪定を行う予定です。 今後も、誰もが安心・安全に遊べるよう環境整備に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただき、ご利用ください。 いただきましたご意見は、今後の公園環境整備の参考とさせていただきます。	建設環境課	0858-55-7805	令和2年7月1日	令和2年5月21日
4	令和2年4月30日	薪ストーブの補助事業について	薪ストーブ補助事業についてはパブリックコメントを実施すべきではないか。 また、木質バイオマスストーブは公衆衛生の観点から不適切なのでやめてもらいたい。 促進するのであれば公衆衛生と両立するような政策の実施をお願いしたい。	琴浦町では、「琴浦町環境に配慮したまちづくり推進に関する基本条例」(平成24年9月制定)に基づく「琴浦町環境基本計画(第2次)」(平成30年3月制定)により、再生可能エネルギーの導入促進の取り組みを進めており、木質バイオマスストーブについても、町内の住宅等が設備導入した場合にその経費の一部を補助しています。 木質バイオマスストーブは、カーボンニュートラルな暖房器具であると同時に、化石燃料の代替エネルギーとして地域内のエネルギー資源を活用でき、エネルギーの地産地消に寄与するものと考えています。 また、設置や使用にあたっては、消防法や建築基準法のほか環境省によるガイドライン(平成24年)に示された使用法を遵守し、有害物質の発生を抑え近隣住民に配慮して行う必要があると考えています。 こうしたことから、いただいたご意見を踏まえ、木質バイオマスストーブの適切な使用方法を町のホームページに掲載するとともに、事業申請時には近隣の生活環境も踏まえ、適切に利用していただくよう周知をしていきますので、ご理解とご協力をお願いします。	建設環境課	0858-55-7808	令和2年7月1日	令和2年5月14日

令和2年度町民の声対応簿

番号	受付日	課題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
5	令和2年5月1日	テイクアウト&デリバリー応援事業について	テイクアウト&デリバリー応援事業について、お店のメニュー一覧を町HP等で確認できるようにして欲しい。	テイクアウト・デリバリー応援事業についてお問い合わせいただき、ありがとうございます。 全国一斉緊急事態宣言発令に伴い、外出自粛の中、ゴールデンウィーク中に家でも琴浦のグルメをお楽しみいただけるよう、この事業を進めて参りました。今回、急遽この事業を計画したところであり、参加店舗や連絡先など最小限の情報しかお伝えすることが出来ず、ご不便おかけしております。 現在、各店舗の対象メニューを取りまとめています。随時、琴浦町ホームページ及び琴浦町商工会ホームページ、フェイスブック等で情報を発信していきますので、ご確認いただけたらと思います。	商工観光課	0858-52-1713	令和2年7月1日	令和2年5月7日
6	令和2年5月19日	琴浦町議会について	・他自治体に比べ本町議会の議員定数16名は非常に多いと思うが、どのように考えているか。 ・議員一人当たりの年間経費(給与、手当、社会保険料、費用弁償等)はいくらになるか。 ・令和元年度における町民の声での回答で「議会改革の一環として、議員定数を含めた「議会に対する町民アンケート調査」を実施し、適正な議員定数について議員間で協議する」となっているが、具体的に何を実施したのか。	・議員定数については、条例で定められております。平成16年9月に合併以降議員間協議によって、改選期毎に定数削減がなされ、平成26年の改選期以降は、現在の定数(16人)になっております。 ・給与、社会保険料及び議員活動費は支給されておられません。年間経費については、報酬及び費用弁償(本庁舎から2キロ以内の交通費は支給なし)等の支給額合計により、一人当たり年間平均は約283万円です。 ・令和元年11月に町民アンケート調査を実施し、琴浦町議会に対する意見等を町民の皆様から頂きました。アンケートの集計結果及びご意見については、ホームページで公表しておりますが、頂いたご意見や集計結果を参考に更に、調査分析を行い、今年度末までには、「議員定数」及び「報酬等」について、方針が出される予定です。	議会事務局	0858-52-1710	令和2年7月1日	令和2年7月1日
7	令和2年5月21日	竹林の適正管理推進について	竹林管理のため、竹を伐採しているが、その処理に困っている。 他自治体では、粉碎機を導入し、個人に貸出ししている事例もあるので、本町でも導入できないか。	貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。 御指摘のとおり、竹の有効的な処分方法は、竹チップ状(竹パウダー)に粉碎加工を行い、土壌改良材や家畜の敷材などで使用する方法があります。 要望のあった粉碎機の導入については、利用者ニーズ・運用コストや竹チップの活用方法など有効性を鑑みながら検討を行います。 また、北栄町や大山町の粉碎機を共同利用するなど自治体間連携の取り組みについてもあわせて検討します。	農林水産課	0858-55-7802	令和2年7月1日	令和2年5月29日
8	令和2年5月21日	行政放送について	行政放送について、聞き逃すことがあるので、1回きりの放送ではなく、繰り返し放送ができないか。	この度は貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございます。 朝夕の行政定時放送につきましては1回につき2、3項目をお知らせしています。放送時間が長くなるため、繰り返し放送は行っておりません。 今後の対策として、以下のとおり対応いたします。 ①放送収録時に伝わりやすいように意識してゆっくり話します。 ②町のホームページに行政定時放送の内容を確認できる項目を追加します。 ③戸別受信機には録音/再生機能がありますのでご利用ください。	企画政策課	0858-52-1708	令和2年7月1日	令和2年5月28日

令和2年度町民の声対応簿

番号	受付日	標題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
9	令和2年5月29日	ゴミの収集日について	ゴミの収集日について、夏場は飲み物の消費量が増えるので、ペットボトルを毎週収集して欲しい。	ご意見ありがとうございます。 琴浦町では、ペットボトルを再生資源ごみとして位置づけ、月1回収集及び処理を専門業者に委託しているところですが、ご意見のとおり、夏場にはペットボトルの排出量は増加する傾向があります。しかしながら、中部圏域で処理が可能な業者が1社しかなく、体制的に回収回数を増やすことが困難な状況であるのが現状です。また、他の圏域での運搬処理となると処理費用が増加し、最終的に町民の皆さまの負担が増えることにもなってしまいます。 収集回数の増加についてのご要望にはお応えできかねますが、かさを減らすために人力(プレス機等は使用しないでください)で潰した上で出させていただくことは可能です。 今後も適切な収集、リサイクルの推進に努めてまいりますので、なにとぞご理解・ご協力をお願いいたします。	建設環境課	0858-55-7808	令和2年7月1日	令和2年6月3日
10	令和2年6月15日	新川におけるごみの堆積について	八橋6区と7区の間を流れる新川の旧9号線から上流(山陰本線の10m程度位上)にかけて大量のごみが堆積しているため、何らかの対策を講じてほしい。	ご連絡いただきました新川は鳥取県の管理河川となり、鳥取県に堆積物の撤去を依頼しているところですが、鳥取県の対応としては、葦の撤去の実施時期は未定ですが、ゴミ等の漂着物については今年度中に撤去する予定とのことですが、なるべく早期に対応していただくよう要望してまいります。	建設環境課	0858-55-7804	令和2年7月1日	令和2年6月22日
11	令和2年6月15日	農業者トレーニングセンター・赤碕総合運動公園の利用申込について	以前のように農業者トレーニングセンター・赤碕総合運動公園の利用申込を当日でもできるようにしてもらえないか。	赤碕中学校区の社会体育施設の利用についてですが、令和2年4月より役場管理業務の集約化のため、農業者トレーニングセンターの夜間及び土・日曜日・祝日の管理人での対応ができなくなりました。貸出等の手続き等の管理方法を見直し、事前申込での受付対応とさせていただきます。事前に申込みをしていただければ、今まで同様に土・日曜日・祝日でもご利用いただけます。 また、事前申込はメール及びファックスでも申請が可能です。 ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。	社会教育課	0858-52-2047	令和2年10月1日	令和2年10月1日